

JEAS News

vol. **16**
2011

「日本EAS機器協議会」から「日本万引防止システム協会」へ



日本万引防止システム協会 発行

このたびの東日本大震災により被害を受けられた被災者
および関係者の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧・復興を日本万引防止システム協会会員
および関係者一同、心よりお祈り申し上げます。

JEAS News

第16号

目 次

1. ごあいさつ	日本万引防止システム協会 会長 山村 秀彦 ……………	1
2. 平成 23 年度 通常総会	……………	2
3. 平成 22 年度 活動報告	……………	2
4. 平成 23 年度 事業計画	……………	6
5. シンポジウム	“神奈川県内の万引犯罪の現状と万引防止対策” ……………	7
	神奈川県警察本部 少年育成課	
	神奈川県警部 一條 裕喜 様	
	“犯罪の起きにくい社会づくりに対する コンビニエンスストア業界の取組み” ……………	9
	日本小売業協会 会長	
	株式会社サークルKサンクス 相談役 土方 清 様	
6. 日本万引防止システム協会主催「JEAS 講習会」について ……………		12
7. 2010 年度 EAS 機器の市場規模に関する調査 ……………		13
8. EAS 機器 ご相談窓口の開設について ……………		13
9. EAS システム保守契約のお勧めについて ……………		14
10. 日本万引防止システム協会のご案内 ……………		15
11. 日本万引防止システム協会 役職一覧・組織図 ……………		16
12. 日本万引防止システム協会 会員名簿 ……………		17

ごあいさつ

「日本 EAS 機器協議会」から「日本万引防止システム協会」へ

日本万引防止システム協会（J E A S） 会長 山村 秀彦



東日本大震災の被災者の皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

J E A S は関係省庁はじめ、関連諸団体の皆様のご指導ご支援を賜りつつ、会員各社の協力のもと、お陰さまで10年目を迎えています。

先日6月13日開催の第10回目の通常総会に於いて、設立から9年間親しんできました、「日本 EAS 機器協議会」を「日本万引防止システム協会」と産業団体に相応しい名称に変更いたしました。EAS は Electric Article Surveillance の略で、電子的商品監視という意味でございますが、みなさまもご承知通り万引犯罪防止は EAS 機器類だけでなく万引防止に関わるあらゆる関係の皆様のみならずの結束が必要であると考えて、名称を発展的に変更いたしました。

さて、この8年間で全刑法犯認知件数は44.4%減少しました。逆に万引犯罪（商品窃盗）は増加の一途をたどり、平成22年度は全刑法犯認知件数の9.4%を占めるに至りました。平成12年度は4.6%でしたので、なんと2倍以上の占有率になったこととなります。23年度の上期をみますと万引きの認知件数は前年比で4.6%減少しました。なぜ、減少に転じたか精査する必要を感じておりますが、今いえることは、東日本大震災後に人々が絆を強く意識し、正義論を正面から語るようになったことが改善の一助になっていると思います。この現象を一過性に終わらせることなく、万引きゼロを目標とし社会総ぐるみで人災である万引問題に取り組んでいく必要があります。

J E A S では、今秋をめどに万引き防止システムに関する講習会を新設します。防犯機器のメーカーや販売会社の従業員などを対象とします。万引防止システム関連の販売・設置・保守等を行う人すべての方に参加をいただき、万引防止の正しい知識と心構えを身につけて、万引防止システムを販売していただくことを目的としています。来年以降は万引防止システム全体の運用面に範囲を広げ、防犯機器関連企業の従業員のほかに、小売業の防犯担当者や万引防止に携わる方々（警察官、警備員）等広く受講者を募集する計画です。

直面する小売店の問題は、節電対策のために店内が暗く死角が増えていることです。これは万引きしやすい状況を作っていることとなります。このようなときこそ、万引防止システムを最大限に活用していただき「万引犯罪をさせないお店作り」の推進をお願いします。そのことが地域社会の安全・安心を維持することであり、「犯罪の起きにくい社会の実現」をめざすための社会貢献につながると考えます。

新生日本万引防止システム協会は今後も、万引犯罪撲滅の唯一のソリューション団体として、所轄官庁はじめ関連諸団体のご指導や様々な専門家の皆様のご助言をいただきながら、「健全で安全な店舗」運営のお手伝いや「地域社会の安全・安心は万引防止から」をキャッチフレーズに鋭意努力して参りたいと存じますので、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日本 EAS 機器協議会 平成22年度通常総会開催



平成23年6月13日（月）アルカディア市ヶ谷（私学会館）にて、日本 EAS 機器協議会 平成23年度通常総会が開催されました。

第一部総会では、第一号議案「平成22年度事業報告、収支決算の件」が議案書どおり可決されました。

第二号議案「名称変更の件」では、名称の発展的変更が認められ会の名称を「日本万引防止システム協会」としました。

第三号議案「会費の変更の件」では、会費を従来半額とすることが可決されました。

第四号議案「組織、人事の件」については、昨年度から引き続き任期2年で、会長 山村秀彦氏、副会長 三宅正光氏、土岐知則氏にご担当いただき、新たに副会長として根塚 眞太郎氏をお迎えしました。

第五号議案「平成23年度事業計画、収支予算の件」については、不況下こそ、役立つソリューション団体として認知度・信頼度の向上を図るべく事業を拡大していくことを基本テーマとして可決されました。

平成22年度 活動報告

1. 事業の概要

警察庁の統計によると、わが国の万引犯罪の認知件数は、平成22年に148,375件で刑法犯認知件数に占める万引の割合は9.4%と過去最高を更新しました。この8年間で刑法犯認知件数は44.4%減少しているのに対し、万引きは6.0%増加しています。また、昨年10月14日の警察庁主催の「万引防止官民合同会議」で、全国の万引きによる被害推定額は4,615億円に達すると示されました。社会全体として見逃すことのできない事態です。

このような背景からも日本万引防止システム協会の役割ますます高まっております。

万引犯罪を小売業の収益管理という側面だけでなく、地域の青少年健全育成や安心・安全な街づくりという社会的な側面からも、万引犯罪をおこさせない取り組みが、売り場を提供する小売業や商材メーカーも含めた夫々の業界に求められて来ています。

一方、各地域では警察や教育関係、小売業を中心に「万引犯罪防止」の活動が活発化して全国で20以上組織

され活動しています。一昨年からの警視庁の取組みに加え昨年10月1日から全国の警察本部が万引問題を正面から取り組むことの道筋が出来ました。このような社会の動向を捉えて、企業の社会的な責任（CSR）という観点からも万引犯罪防止対策を検討している業界や企業も増えてきています。

これに呼応して日本万引防止システム協会各社も、EAS機器の更なる技術開発や品質向上努力を通して、当業界の円滑な拡大と発展を支えるための活動を展開しています。

一方、防犯の社会的インフラとして益々重要性を増しているEAS機器と心臓ペースメーカーなどの埋め込み型医療機器との共生についても医療機器装着者の皆様が安心してお買い物をしていただけるよう、EAS機器の所在を明示するEASステッカーやEAS・POPの貼付、啓蒙に努めて参りました。

日本万引防止システム協会は今後も、万引犯罪撲滅のソリューション団体として、所轄官庁はじめ関連諸団体のご指導や様々な専門家の皆様の助言をいただきながら、「健全で安全な店舗」運営のお手伝いや「地域社会の安全・安心は万引防止から」をモットーに鋭意努力して参りたいと存じます。引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以下に平成22年度事業活動について報告いたします。

〈平成22年度活動の概要〉

平成19年6月に北海道で始まった「万引全件届出宣言」が、平成21年11月には東京（警視庁）で開始され、昨年22年10月には全国展開が開始されました。

このような中で、日本万引防止システム協会は小売業の皆様万引防止の直接の窓口とし警察関係の動きをサポートしてまいりました。

例年行っている「市場規模調査」は報告書を本日同封致しましたが、当協議会の声がお客様に届いていない感があります。

EAS機器業界の健全な発展とお客様に「万引防止に関するソリューション団体」としての信頼を得るための、「EASシステム保守契約のお勧め」のチラシを配布しました。

会員の永年の悲願であった「EAS機器に関する資格制度」の調査・研究を推進し、23年度に教育がスタート出来るまでに協議が進みました。

2. 協議会の活動報告

理事会が7回、運営委員会が6回行なわれました。

3. 各委員会活動報告

(1) ユーザー団体幹部との「万引犯罪防止対策会議」

- ① 平成22年6月25日：APARA様との万引き防止対策会議（福井）
- ② 平成22年6月30日：第2回「東京万引き防止官民合同会議」全体会議
- ③ 平成22年7月28日：東京万引き防止官民合同会議主催「万引防止サマーキャンペーン」
- ④ 平成22年10月14日：警察庁「万引き防止官民合同会議」
- ⑤ 平成22年12月16日：第3回「東京万引き防止官民合同会議」全体会議

「ボランティア活動用万引き防止パトロールマニュアル」発表

⑥ 平成23年1月31日：「大阪万引き防止対策会議」（小原）

⑦ 平成23年3月2日：「東京万引き防止責任者養成講座」

「万引き防止対応ガイドライン」発表、

「同上普及促進DVD」にソースタギングの紹介

(2) ユーザー団体への出前講座、

① 平成22年6月3日：特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構通常総会（三宅）

② 平成22年6月11日：第4回大阪地域防災展（土岐）

③ 平成22年6月24日：京都五条警察（土岐）

(3) 政策・研究委員会

（委員長・・斎藤昌巳 委員・・土岐、小原、喜多、松本、佐久間）

① 「2010年度 EAS 機器の市場規模に関する調査」の実施

2010年12月16日から2011年2月21日に亘ってアンケートを実施し、報告書を作成した。

② 「2010年度 EAS 機器の実態調査」

従来の調査票によるアンケート調査ではなくヒヤリング形式の調査にすることにより、よりリアルな調査にしようということで、22年度はやり方を検討し、23年度に調査を実施することで協議した。

③ EAS 機器の保守契約に関する調査・研究

23年1月末「EASシステム保守契約のお勧め」を会員各社に送付した。

2月の理事会で、保守契約の促進を再度呼びかけた。

④ RFIDに関する情報収集

日本インフラセンターが「出版業界及びCD/DVD/ゲーム業界におけるRFID利活用ソリューション」デモンストレーションを4月に実施予定された。

⑤ 生体電磁波環境に関する講演会

22年12月6日「電磁界の健康影響に関するシンポジウム」を会員に紹介した。

22年12月15日電子情報センター「新ICNIRPガイドライン説明会」を会員に紹介した。

⑥ EAS 機器の設置基準に関する調査・研究

次項の教育のカリキュラムの中に入れ込むこととする。

⑦ EAS 機器に関する資格制度の調査・研究

平成22年度は試験的な教育の実施に向けて準備をした。

(4) ソースタギング準備委員会（プロジェクト）

（委員長・・三宅 正光 委員・・高野・佐久間・佐藤顧問・福井）

① 「東京万引き防止官民合同会議」のなかで、新規システムとして提案していくことを目標として準備を進めた。・・・（5月11日実施）

② 東京万引き防止官民合同会議の「東京万引き防止ガイドライン」の説明用ビデオにソースタギングが紹介された。

(5) 技術基準委員会（プロジェクト）

（委員長・・福井 昂 委員・・辻・瀬澤・多ヶ谷）

- ① N I C Tからの情報で「電波の安全性に関する調査等」が総務省行政事業レビューで「廃止を含めた全面的な見直し」ということで関連予算が大幅に削減されるという情報が入ったので、総務省大臣官房会計課に対してパブリックコメントを出した。
- ② E A S機器の医療機器との共生という意味で、先のA R I B（一般社団法人 電波産業会）での試験に続き、新規参入会員及び既会員の機種を対象に同様の試験を実施した結果をまとめた。

(6) 総務委員会・事務局

（委員長・・福井 昂 委員・・内藤・樋口・芝田・田中・加藤）

- ① ユーザー様へのP R
 - ・ J E A S NEWS 14号 15号発行
 - ・ ホームページ更新
 - ・ 新聞広告・ ・ ・セキュリティ産業新聞に会長の新年挨拶と名刺広告
- ② 会員増強
 - 入退会：富士ゼロックス(株)（平成22年度）
 - 再入会：(株)シグマ（平成23年度）
- ③ E A Sステッカー、E A S P O Pの配付
 - E A Sステッカー：9,100枚（前年 9,400枚）
 - E A S P O P：1,300枚（前年 1,700枚）
- ④ 総務委員会委員長が東京都の「中学生の職場体験事業」の推進委員をしている関係で23年1月22日「中学生の職場体験推進協議会」に参加した。
- ⑤ 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構と連携を取った。
- ⑥ 事務局はタイムリーに会議通知、資料作成、議事録作成、議案書作成、各案内の発信・発送を行った。

(7) SECURITY SHOW 2011プロジェクト

今年は3小間に増床しJ E A Sとして出展した。来場者は約200名で知名度UPに貢献した。

(8) 運営委員会 メンバー：会長・各副会長・各委員長・佐藤顧問・事務局

毎回の理事会に先立ち開催することと、緊急に対応しなければならない事項の協議を、電子媒体を使って推進した。

(9) 苦情等受け付け窓口開設：会報・ホームページで紹介

1. 事業計画

万引撲滅を通して犯罪の起きにくい社会の実現に向けてJ E A Sの役割を果たそう！
一昨年度からの警視庁の万引防止対策の諸施策に対する継続的な支援に加え、昨年度から始まった警察庁主導の全国の万引防止対策に積極的に情報提供・出前講座・意見具申等を通じて万引防止システムの有効性を訴求し、市場拡大に努める。

- ① 活動領域の拡大
「万引防止システム」関連産業全体に拡大
カメラ・ミラー・インクタグ・保安警備業等に会員拡大：目標5社
- ② 「万引防止システム」用ハンドブックの編集と出版
E A S機器・カメラ・ミラー・タグ・保安警備等も包含したハンドブック
- ③ 広報関係：パンフレット、ホームページ、会報等
- ④ 「市場規模調査」と「万引きの実態調査」は「万引防止システム」としての見直しを行う。
23年度は「万引きの実態調査」のみを実施するが、24年度までに、E A S関係以外の万引防止システム全体を包含した調査のやり方を調査し、24年度以降はこの2つの調査は隔年ごとに実施する。
- ⑤ SECURITY SHOW 2012は、一昨年のように1小間でパネル展示とする。
- ⑥ 資格制度のセミナー
23年度は今準備をしている、E A Sを中心にしたものでスタートする。
24年度以降は万引防止システム全体を包含したものとする。
- ⑦ 通常総会の見直し
今年は価格見直し等行う。来年からは会場の選択や万引防止対策全般を対称にした専門的なお話か、現場を中心にした討論会等やり方を検討する。
- ⑧ 人件費・家賃の見直し
- ⑨ 理事会の活性化
例えば、外部の人に出席をいただき常に最新の情報を得ておく。
- ⑩ 業界団体との「万引防止対策会議」、「出前講座」については、「東京万引き防止官民合同会議」等への参加の中で具体的な話し合いの場を設定して行く。
- ⑪ 各地区の万引防止対策会議等への参加も積極的に行う。
- ⑫ ソータギング委員会や技術基準委員会等展開もその都度展開をしてゆく
- ⑬ ステッカーの補充 1万枚
- ⑭ その他：通信費・運賃・事務用品・会議費等

シンポジウム

“神奈川県内の万引犯罪の現状と万引防止対策”

神奈川県警察本部 少年育成課

神奈川県警部 一條 裕喜 様

平成23年6月13日（月）に開催された日本万引防止システム協会の総会後におこなわれたシンポジウムにおいて、神奈川県警察本部 生活安全部 一條様より、神奈川県内の万引防止対策について、講演をおこなっていただいたので、その内容をご紹介します。



神奈川県警察本部での非行防止対策の体制として、以前は、「少年課」という1つの係で担当していましたが、平成16年9月に分課させ、犯罪捜査を目的とした「少年捜査課」と、非行防止対策・少年の立ち直り支援活動を専門的に実施する「少年育成課」を設置し、体制の強化を図りました。

また、特徴的なものとして少年相談・保護センターを警察の中に設けた相談機関であり、県内に8方面の方面事務所を設置しています。ここでは、専門の相談員（警察官ではない身分）がおり、所長以下37名体制をとっています。非行傾向のある少年の指導やその保護者への指導を行っています。

県下には、54の警察署があります。神奈川県は、900万人を超えています。その中で未成年者の人口は、約160万人となっています。これを県警察約16,000人で担当している状況です。

主に少年関係を担当する警察官は約500人です。

次に、県内における非行の概要ですが、ワースト5としては、初発型犯罪である万引き、占有離脱物横領（放置してある自転車などを勝手に使用すること）、自転車盗、オートバイ盗（100人のうち95人が少年）、傷害となります。

万引きについては、平成18年に県警では、3,362人という非行少年の取り扱いがありました。そこから年々減少し、平成22年には1,586人ということになり、ここ数年で半減しています。

なぜ、このように減少させることができたのかについては、平成19年より、退職警察官を警察署に1名「スクールサポーター」という形で配属させました。このスクールサポーターは、警察署と小中高等学校との架け橋となって、子供の安全にかかわる情報を頻繁にやり取りするようになっています。

この結果、学校と警察の距離が非常に近くなりました。

平成18年に県警が実施した非行防止教室は、年間300件程度だったが、スクールサポーターの活動により、開催数が向上し、平成22年には1,000件を超えました。

非行防止教室は、いろいろな種類があり、薬物乱用防止教室や、インターネットの安全・安心にかかわるサイバー教室などがあり、約1,500校以上で開催することが可能となっています。

このような学校との連携や、あるいはコンビニエンスストアと一緒にあった取り組みが効果を発揮し、万引きでの検挙が減少していると分析しています。

県警察で過去に一番多く非行少年を取り扱ったのは昭和58年です。この年は、不良のようなものが流行した年でありました。この年の非行少年取り扱い人数は約22,000人です。この頃の少年人口は約217万人です。現

在平成22年に取り扱った人数は約7,700人であり、現在の少年人口約160万人との割合を見ても、非行少年の割合が減少しています。これは色々な方々との連携・協同した対策が効果を発揮していると感じています。

昭和50年頃から少年の万引きが非常に多かった時代でもあり、「万引き防止対策協議会」を設置しました。これは昭和50年から昭和63年にかけて県下全54警察署内に配置しました。

この協議会は、各警察署管内にあります小売店の方、大型小売店の方、学校関係の方で構成しています。

活動は、年1回の総会を開き、非行の状況や窃盗の手口などの情報を見たり、有効な万引き防止対策について協議を繰り返したりしています。

昭和63年には、各警察署にある万引き防止対策協議会会長で構成した「神奈川県万引き防止対策協議会」を設立しました。これにより県内の情報交換をおこなっています。

平成22年には、3,215業者、142団体で構成しています。

万引き防止対策の3本柱

- ・店舗や本社と協同した防犯対策
- ・学校やPTAと協同した少年に対する指導
- ・地域社会における万引き防止気運の醸成

万引き防止対策の主な活動

- ・万引き防止のガイドラインの配布（万引き防止マニュアル）
- ・万引き防止ポスターの配布
- ・制服警察官やボランティア（防犯指導員）と連携した店内パトロールの実施
- ・店内放送の実施
- ・従業員向けの啓発ポスターの配布

ここからは少年育成課の活動についてご説明します。

規範意識醸成のための施策としまして、先ほどもご説明しましたが非行防止教室、薬物乱用教室、サイバー教室というものを年間1,500校で開催しています。

また、少年サポートチーム活動というもので、地域のボランティアの方々と共に、主に中学校が多いのですが、学校内がワサワサとしてきたときに、学校内を巡回したり、学校美化活動をおこなったりしています。さらに民間のボランティアの補導員1,500名の方々と共に「声かけ・街頭補導活動」もおこなっています。このときに、あわせて大型店舗などへも巡回し、店内パトロールもおこなっています。

あとは、高校生による非行防止教室を今年度から開催しています。万引き防止に関する紙芝居をおこなっています。県教育委員会と連携し、高校生が地域の小学校などに赴き、高校生が小学生に対して、非行防止に関する紙芝居だけでなく、寸劇などを実演してもらっています。この教室も、携帯電話に関するものや、インターネット（子供にとっての有害情報やコミュニティサイトなど）に対する安全・安心に関するものなどがあります。

非行・被害サミットについて

従来であれば、警察官の方から一方的に指導する、という形であったが、サミットの趣旨としては、自分たちが住んでいる街をより住みやすい街にするためには、自分たちは何をしなければならないかということ、児童・生徒が主体的に考える取り組みです。

具体的には、街に出て行き、駐輪場の方に自転車がどのような状態で盗まれているのかをヒアリングし、また、実際の店舗で1つの商品が万引きされたらどのような損害がでるのかなどについて調査・研究をしてもら

い、それを発表する取り組みです。

このサミットは、平成21年に神奈川県港南区の学校警察連絡協議会が最初に実施し、非常に好評でした。これは港南区すべての中学校で実施し、年度末にはすべての学校の代表生徒が、区役所にてそれぞれの取り組みを発表する機会を設けました。これは、規範意識の醸成にとっても効果的であるし、子供たちの教育にとっても非常に良いという評価になりました。このため、翌年には44校まで広がりました。(小学校5校、中学校35校、高校4校)

本年もこの取り組みが徐々に始まっており、非常に楽しみにしております。

この結果として、44校を管轄するすべての警察署で非行少年が減少したということはありませんでしたが、効果的に的を絞っておこなった地区においては、前年に対し30%または40%の減少がみられましたので、やり方によっては効果の高い取り組みであると考えています。

この他にも、平成18年に県内で検挙された少年に対して、どのような店舗であれば万引きなどがおこないやすいかなどのアンケートを実施したりもしています。このようなアンケートは機会があれば、また実施して、万引き防止マニュアルなどへ反映させていきたいと考えています。

神奈川県警察 生活安全部 少年育成課では、少年の規範意識の醸成という目的をもって活動しており、規範意識を醸成する環境に関することについては、専門の資格をもった担当官が防犯診断をおこなっています。担当者が要請のあったお店に直接お伺いさせていただき、死角などがあればアドバイスさせていただいたりしています。

今後も学校や企業と連携しておこなうことで、より効果的な取り組みができると考えています。

平成23年4月1日に神奈川県の青少年保護育成条例が全面改訂され、その中に子供の健全育成に関する理念が追加されました。社会全体で青少年を守り、支え、育てるということを推進していきたいと思えます。

“犯罪の起きにくい社会づくりに対する コンビニエンスストア業界の取り組み”

日本小売業協会 会長

株式会社サークルKサンクス 相談役

土方 清 様

神奈川県警察本部 生活安全部 一條様に続き、日本小売業協会会長 土方様に「犯罪の起きにくい社会づくりに対するコンビニエンスストア業界の取り組み」と題して、講演をおこなっていただいたので、その内容をご紹介致します。



まず、前段としてコンビニエンスストアの小売業の中での位置づけについて、ご説明します。コンビニが日本でスタートしたのが、昭和50年ごろになります。それから既に30年以上になります。この30年間で小売業界の色々な業種、業態がありますが、ずっと成長し続けているのはコンビニだけです。

既存店などでは、前年を下回ったこともあります。売上高では、8兆2千億円となります。店舗数は、4

万5千店舗となります。雇用者数は、コンビニで働いている方が100万人で、コンビニ専用のベンダーさんと配送業者さんをプラスすると130万人の雇用を創出しています。

1日の来店者数（買い上げ客数）は、3700万人です。日本の人口のほぼ3人に1人がコンビニを利用しています。年間で延べ135億人にもなります。

もう1つ大きな数字は、公共料金や税金などの収納代行が、売り上げと同じ8兆円を超えています。

このようなサービスをおこない、お客様の利便性を高めるためのイノベーションをし続けたことで、長期間成長したわけです。

もう1点は、「社会インフラであるコンビニ」についてお話したいと思います。

東日本大震災から既に3ヶ月が経ちますが、発生直後から翌日あるいは翌々日には、現地に救援物資をほとんどの大手企業は何らかの手段で届けました。阪神大震災のときもそうでした。そういう想定外のときに、対応できるような仕組みがコンビニ各社の中にあります。

私がコンビニは社会のインフラだということをずっと言い続けてきました。社会のインフラであると同時に、ライフラインだと言いました。電気、水道、ガス、鉄道、通信は、もちろんライフラインです。しかし食べるもの、食材そのものが無くなれば生きていけません。我々はそれらを届けられる物流センター、工場を全国あちらこちらに持っています。そういうことができるのは、コンビニです。ライフラインとしても社会的責任を同時に果たしていくことが、地域のお客様から支持されることとなります。

コンビニエンスストアの進むべき方向の4宣言

- 1) 私たちは地域社会の安全・安心に貢献するお店を目指します。
- 2) 地域経済の活性化に貢献します。(地産地消など)
- 3) 環境にやさしいコンビニを実現します。
- 4) 消費者の利便性向上の追及をします。

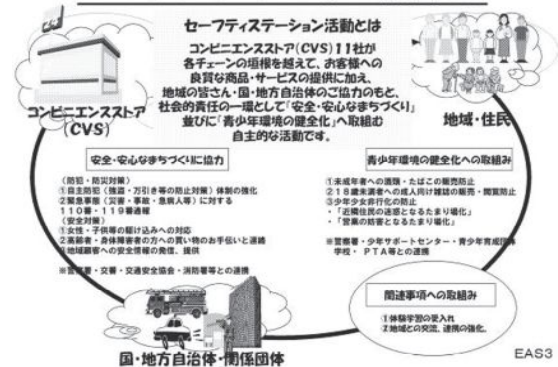
セーフティステーション活動（SS活動）についてお話します。この活動は、平成15年から実験的に取り組みを始め、全国展開したのが平成17年です。今年の10月で7年目になります。協会加盟コンビニは、平成23年3月末で45,140店舗となります。

協会加盟コンビニエンスストア(SS実施)

	セブン-イレブン	13,233店	
	ローソン	9,982店	
	ファミリーマート	8,281店	
	am/pm	393店	
	サークルKサンクス	6,257店	
	ミニストップ	2,031店	
	デイリーヤマザキ	1,619店	
	セイコーマート	1,098店	
	ココストア	554店	
	スリーエフ	705店	
	ポプラ	699店	
	国分グローサースチェーン	288店	
		計 45,140店	

※平成23年3月末現在

セーフティステーション(SS)活動とは



SS活動のテーマとしては、2つあり、「安全・安心なまちづくりに協力」と「青少年環境の健全化への取組み」です。店舗、地域住民の方々、国や地方の行政機関、関係団体と連携して取り組んでいます。

各県の県警、特に生活安全部の方々と一緒になって、各県ごとにSS活動をやっています。

「安全・安心なまちづくりに協力」の中では、①自主防犯（強盗・万引き等の防止対策）体制の強化、②緊急事態（災害・事故・急病人等）に対する110番・119番通報があります。この通報は結構ありまして、女性・子どもなどの駆け込みへの対応もおこなっています。



EAS4

§セーフティステーション活動アンケートより①

女性の駆け込み対応

	対応店舗数	対応件数	ストーカー	痴漢	危険なツギ	暴力	その他
本年	9,200店	11,611件 (比率)	3,566件 39.2%	1,465件 14.6%	1,570件 15.7%	1,589件 15.8%	2,021件 17.5%
(参考) 前年	9,269店	9,870件 (比率)	3,096件 31.2%	1,297件 13.1%	1,313件 13.3%	1,204件 12.2%	1,964件 19.9%

子どもの駆け込み対応

	対応店舗数	対応件数	迷子	危険な方	いたずら	暴力 (親から)	事故	暴力 (親から)	連れ去り	その他
本年	9,200店	4,274件 (比率)	1,270件 29.7%	424件 9.9%	372件 8.7%	159件 3.7%	149件 3.5%	138件 3.2%	92件 2.1%	1,112件 26.1%
(参考) 前年	9,269店	3,860件 (比率)	1,203件 31.2%	379件 9.8%	292件 7.6%	138件 3.5%	127件 3.3%	75件 1.9%	46件 1.2%	1,112件 28.8%

高齢者の保護対応

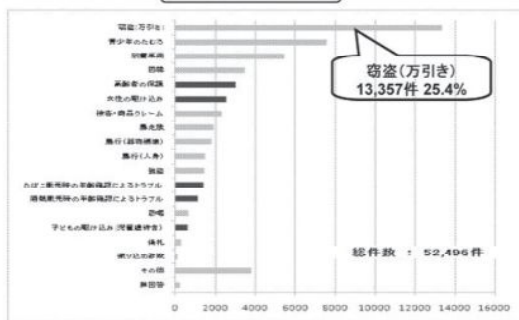
	対応店舗数	対応件数	徘徊	危険な方	事故	事件	その他
本年	8,124店	9,054件 (比率)	4,656件 51.4%	2,860件 31.6%	350件 3.9%	57件 0.6%	1,191件 13.2%
(参考) 前年	8,897店	7,849件 (比率)	3,641件 46.3%	2,489件 31.7%	276件 3.5%	75件 1.0%	1,346件 17.2%

SSポスター（上図）を原則コンビニの店頭、入口のドアのところにはってあります。名前が「エスゾウくん」というゾウのマークです。大きな耳で街の声を拾って、そして大きな体と長い鼻で困っている人を救うんだ、というイメージで、コンビニの社会的な責任を示しています。

本年度実施したアンケート（上図①）では、女性の駆け込み対応、子どもの駆け込み対応、高齢者の保護対応のいずれも前年より増えています。これは対応件数ですので実際にはこの何倍かになると調査で把握しています。

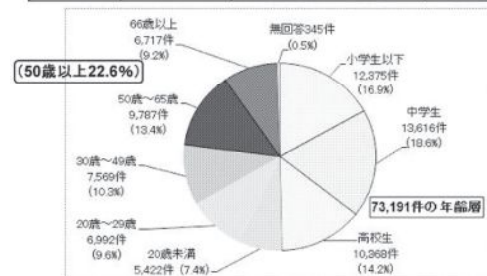
§セーフティステーション活動アンケートより②

110番通報の状況



§セーフティステーション活動アンケートより③

	回答/店舗数	万引き行為の発生状況	
		発生した (発生率)	件数
本年	41,745/店	31,545/店 (75.6%)	73,191件
(参考) 前年	41,360/店	30,613/店 (74.0%)	65,643件



110番通報の状況で一番多いのが万引き、窃盗です。（上図②）全体の4分の1もあります。万引きについては、アンケートに答えていただいた店舗の75.6%で発生していると回答がありました。残りの店舗でも万引きが全く無いのかといえばそうではないと思います。おそらくは9割以上のところで発生していると思っています。万引きについては（上図③）、20歳未満の減少に比べ、50歳以上によるものが22.6%を占めていて、増加の状況というのは懸念されます。ここ数年の傾向として、中年から壮年になる層と高齢者の割合が多くなっています。

万引きがほとんど発生していない店舗というのは、お店の売り場管理が非常に良いところです。また、接客が良いところです。お客さんがお店に入られて「いらっしゃいませ、こんにちは」とお客の目を見る、アイコンタクトをする。ただ、1人だけではなく、品だししている人も、作業を休まなくて良いですからこだまのように「いらっしゃいませ、こんにちは」と声をかける。常に声をかけているところは、ロスそのものが非常に少ないということが言えます。

犯罪の発生しにくいお店の環境づくりをコンビニもあるいは、小売店そのものが目指していかなければならないと思います。

日本万引防止システム協会主催「J E A S 講習会」について

日本万引防止システム協会では、万引防止システムを販売する上で必要な、万引防止の正しい知識と効果的運用を身につけていただくことを目的として、JEAS 講習会を開催することとしました。

講習会を受講いただき、テストに合格されますと「修了証」を発行させていただきます。

以下に、目的、内容などについてご説明します。

1. 目的

万引防止システム関連の販売・設置・保守等を行う人すべての方に参加をいただき、万引防止の正しい知識と万引防止システムの効果的運用を身につけていただくことを目的とする。

2. 内容（E A S 編）

- ① 会長あいさつ
- ② J E A S とは（万引犯罪と万引防止システム関連の歴史を含む）
- ③ 各方式の説明（4方式）
- ④ ソースタギングについて
- ⑤ 市場規模の推移
- ⑥ 運用の手引き（設置基準含む）
- ⑦ 保守契約の勧め
- ⑧ 最近の犯罪状況
- ⑨ 防犯理論
- ⑩ 質疑応答
- ⑪ テスト
- ⑫ J E A S 講習会・修了証 発行・・・名刺サイズでラミネートしたもの。

3. 開催日時：平成23年10月24日 13:00～17:30

4. 開催場所：東京 四ツ谷

5. 参加費用：J E A S 正会員企業・・・4,000円／人、J E A S 正会員企業外・・・8,000円／人

「平成22年度 EAS 機器の市場規模に関する調査」報告書に関して

日本万引防止システム協会では、協議会活動の一環として2010年度 EAS 機器の市場規模に関するアンケート」を政策・研究委員会の2010年度活動のテーマとして企画・実施いたしました。この調査報告の実施にあたりましては、協議会会員各位の協力はもちろんのこと、会員外の企業各位にもご協力いただき感謝しております。改めて関係各位に御礼を申し上げる次第です。

このアンケートは、EAS 機器の市場規模を把握するためのもので、EAS システム・機器の普及促進にあたり重要な基礎資料になるものと確信しております。

また、今年度も引き続き本調査をおこなっていきたいと考えておりますので、関係各位のご協力をよろしくお願い致します。

2010年度
EAS機器の市場規模に関する調査
報告書

2011年6月

日本EAS機器協議会
社団法人日本リサーチ総合研究所

万引防止システム ご相談窓口の開設について

日本万引防止システム協会では、万引防止システム全般に関するご相談の窓口を開設致しました。ご相談窓口では、皆様からの万引防止システムに関するご質問、ご相談、苦情などをお受けしております。

ご連絡先は、下記の日本万引防止システム協会 事務局宛となります。

【ご相談窓口】

日本万引防止システム協会 事務局

住所：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8 中村ビル4F

電話：03-3355-2322 ファックス：03-3355-2344

E-mail: info@jeas.gr.jp

ホームページ : <http://www.jeas.gr.jp/>

日本万引防止システム協会の加入会員企業ではその製品の品質・機能において万全を期して設置・導入を進めております。しかしながら、どのようなシステムでもシステム内外の要因において不変ということはありません。部品の寿命や劣化、さまざまな環境の変化がシステムに影響をもたらす、業務やサービスに支障を来すことも考えられます。そこで、万引防止システムが常に正常な状態で稼働するよう、日本万引防止システム協会では加入各社が用意する『万引防止システム保守契約』をお勧めしています。保守契約の内容は各社各様ではありますが、まずは保守サービスの内容が契約書締結によって明確になっているかをご確認ください。

保守内容の明文化・・・そもそも契約書として明文化されていない保守が確実に実行される保証はありません。目先の受注を目的として「長期の無償保守」をうたっているケースも考えられます。口約束によるあいまいさを排除して、保守内容の詳細をしっかりとした契約書に交わすことで、保守サービスを提供する企業もそれに足りうる保守体制を予算化することができます。

安定稼働の維持・・・契約に定期点検を含むことによって、必要な防犯機能を損なうことなく、常にシステムを最適な状態でお使い頂くことができます。事前の予防を行うことで予定外の対応を防ぐことができます。

保守を定額の期間経費として計上することで、予定外の支出をその都度申請する必要がなくなります。システム導入後の無償保証期間は1年となっていることが一般的ですが、無償保証期間が終了した後はその都度修理内容に応じて料金が変動し、非常に高価になることもあります。

■定期点検

定期点検・整備により性能を維持し、故障発生を未然に防止します。

■故障修理

機器に不具合が生じた場合、お客様のご連絡により優先して保守技術要員を派遣し、修理および調整を行います。

■点検修理内容

1. 当該ゲート・アンテナ機器の異常の有無の点検。
2. 設置状況の点検。
3. 点検後の報告書提出

■機器履歴管理

定期点検・故障修理履歴を整理保管します。

■保守契約料金

料金は各社各様ですが、概ね機種とその台数に応じて設定されています。保証範囲はメニューにより異なり

ますが、通常下記の場合は保証範囲外となり別途費用がかかります。

- ・消耗品費用
- ・改造、位置変更、誤取扱いによる障害等の調整・修復費用等
- ・天災地変などの不可抗力による障害等の調整・修復費用等

※料金の詳細については別途お問い合わせください。

■契約期間

- ・保守契約期間の単位は1年間です。当初の1年間が過ぎて特にお申し出のない場合は自動延長されます。
- ・企業によっては、複数年契約が可能な場合もあります。

■契約方法

ご契約はお客様とメーカー、または販売代理店の間で締結させていただきます。

日本万引防止システム協会加盟企業一覧

アイデックコントロールズ(株) ACTUNI(株) (株)エスキューブ エム・ケー・パピック(株) グンゼ(株)
(株)コージン (株)ジーネット シグマ(株) (株)ジャストコーポレーション 住友スリーエム(株) 西武産業(株)
高千穂交易(株) タカヤ(株) チェスコムアドバンス(株) (株)チェックポイントシステム ジャパン (株)店舗ブランニング (株)トスカ 松尾産業(株) (株)三宅 ユニチカ(株) ユニパルス(株)

※50音順（平成23年6月13日現在）

日本万引防止システム協会のご案内

日本万引防止システム協会は、万引防止システムを製造・販売する企業の業界団体であり、流通業界の健全な経営、また青少年の非行防止という産業的・社会的役割を果たすべく、行政機関、関連業界団体とともに連携をとり活動しています。

■目的

本会は、万引防止システムの産業的、社会的な役割を果たすために、EAS機器等の万引防止システムの円滑な普及・発展に資する制度・政策・計画等の建議と実行、行政機関・関連業界団体あるいは生活者等の間での認識向上、相互の間の調整、万引防止システムに関する内外の情報収集と提供を行い、業界の健全な発展と安全で豊かな国民生活に寄与することを目的とする。

■会員の種別

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した次の企業および団体とする。

- ①万引防止システムを製造ないし販売している企業および団体。
- ②今後、万引防止システムを製造ないし販売しようとする企業および団体。
- ③万引防止に関連するサービスを提供する業界（警備業等）や関連業界（防犯カメラ設備等）に属する企業など。
- ④万引防止システムを販売ないし提供する企業に対し商品や部品の供給事業を行う企業および団体。

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した次の企業および団体とする。

- ①小売業に商品供給しているメーカーおよび物流企業。
- ②小売業にサービスを供給している企業および団体。

(3) 特別会員

本会の目的に賛同し、協力する団体会員。

■会費（平成23年6月13日改訂）

会員ランク		年間売上金額	年会費
正会員	1	40億円以上	300千円
	2	20億円以上、40億円未満	250千円
	3	10億円以上、20億円未満	200千円
	4	5億円以上、10億円未満	150千円
	5	3億円以上、5億円未満	110千円
	6	1億円以上、3億円未満	95千円
	7	1億円未満	80千円
賛助会員			30千円

基本は万引防止システムの年間売上金額に応じた年間会費となります。

新規入会企業および団体を募っています。

◎万引防止システムを製造ないし販売している企業の皆様

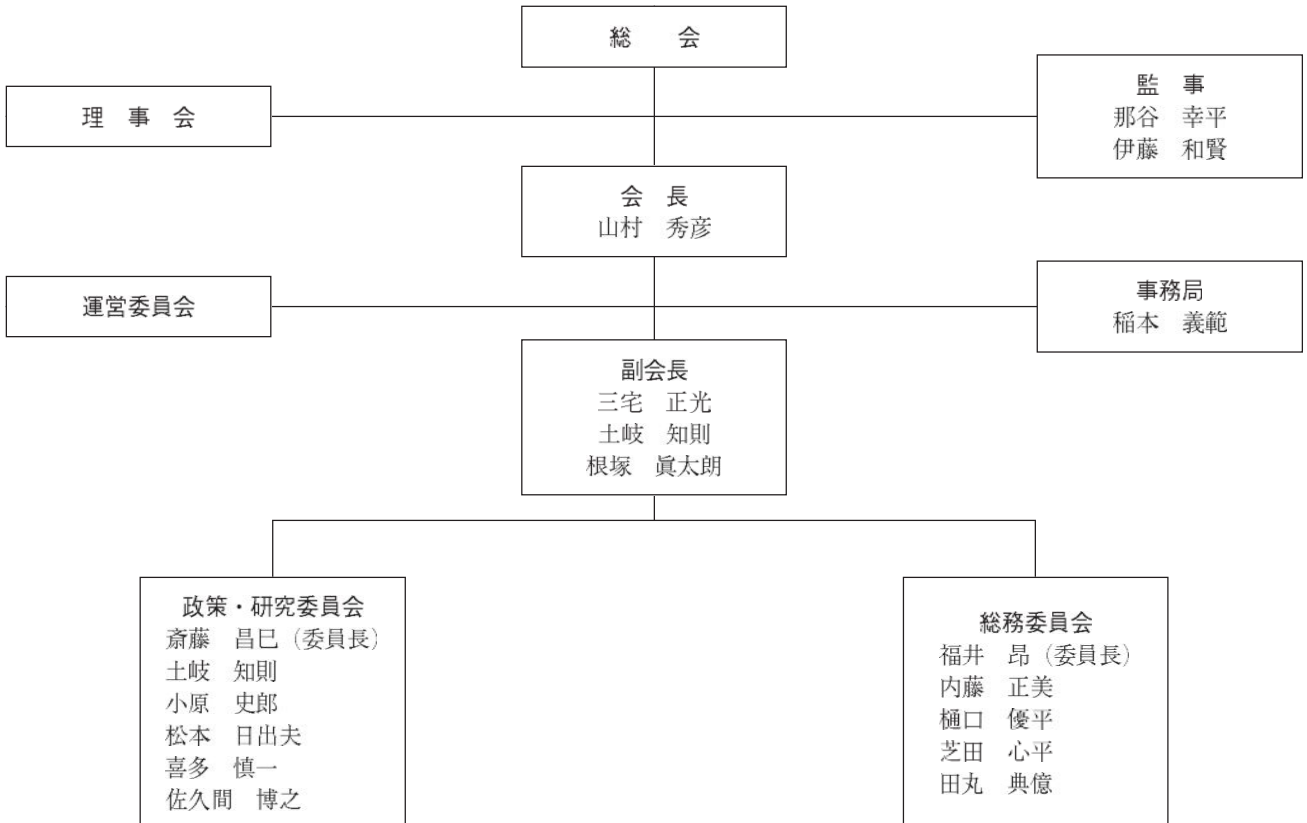
◎万引防止対策を担当している警備業や防犯カメラ設備に属する企業の皆様

入会に関するお問い合わせは JEAS 会員企業または事務局までお願いします。

平成 23 年度 日本万引防止システム協会 役職一覧

	No	組 織	社名・団体名	役職名	氏名
理 事	1	会長	高千穂交易(株)	取締役会長	山村 秀彦
	2	副会長	(株)三宅	代表取締役社長	三宅 正光
	3	副会長	アイデックコントロールズ(株)	代表取締役社長	土岐 知則
	4	副会長	(株)チェックポイント システムジャパン	代表取締役社長	根塚 眞太郎
	5	政策・研究委員会	ACTUNI(株)	代表取締役社長	小原 史郎
	6	政策・研究委員会	ユニパルス(株)	営業本部ロジスティクス 営業部次長	喜多 慎一
	7	政策・研究委員会	住友スリーエム(株)	セキュリティおよび トレーサビリティ製品部製品部長	松本日出夫
	8	総務委員会	(株)エスキューブ	顧問	福井 昂
	9	総務委員会	西武産業(株)	取締役営業部長	樋口 優平
	10	総務委員会	チェスコムアドバンス(株)	常務取締役	内藤 正美
	11	総務委員会	タカヤ(株)	事業開発本部 R F 事業部 営業部 S S 担当マネージャー	田丸 典億
監 事		監 事	(株)ジーネット	セキュリティシステム部 マネージャー	那谷 幸平
		監 事	松尾産業(株)	顧問	伊藤 和賢

日本万引防止システム協会組織図



会 員 名 簿

●正会員

- 1 アイデックコントロールズ(株)
- 2 ACTUNI(株)
- 3 (株)エスキューブ
- 4 エム・ケー・パビック(株)
- 5 グンゼ(株)
- 6 (株)コージン
- 7 (株)ジーネット
- 8 シグマ(株)
- 9 (株)ジャストコーポレーション
- 10 住友スリーエム(株)
- 11 西武産業(株)
- 12 高千穂交易(株)
- 13 タカヤ(株)
- 14 チェスコムアドバンス(株)
- 15 (株)チェックポイントシステムジャパン
- 16 (株)店舗プランニング
- 17 (株)トスカ
- 18 松尾産業(株)
- 19 (株)三宅
- 20 ユニチカ(株)
- 21 ユニパルス(株)

●賛助会員

- 1 セコム(株)

●特別会員

- 1 NPO法人 全国万引犯罪防止機構
- 2 タグ&パック事務局
- 3 公益社団法人 日本防犯設備協会
- 4 一般社団法人 日本自動認識システム協会

(50音順) 平成23年7月現在

日本万引防止システム協会 会報 第16号

発行日：平成23年8月25日
発行人：山村 秀彦
発行：日本万引防止システム協会 事務局
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2-8
TEL 03-3355-2322 FAX 03-3355-2344

万引きは窃盗罪です！！

刑法 235 条「窃盗罪」

10 年以下の懲役、もしくは、50 万円以下の罰金

